

草津市文化芸術機能等施設整備基本計画

平成25年9月

草津市教育委員会

目 次

1. 検討の経過	1
2. 芸術文化館・歴史伝統館機能の現状と整備の必要性	3
(1) 芸術文化館機能の現状と整備の必要性	3
(2) 歴史伝統館機能の現状と整備の必要性	9
3. 基本理念・基本方針	12
4. 各機能の配置方針	13
5. 施設整備計画	14
(1) 三ツ池（歴史伝統館、展示機能）	14
(2) しが県民芸術創造館、草津アミカホール	20
6. 管理運営について	21
7. 草津市文化芸術機能等検討委員会委員名簿	22
8. 草津市文化芸術機能等検討委員会開催経過	23

1. 検討の経過

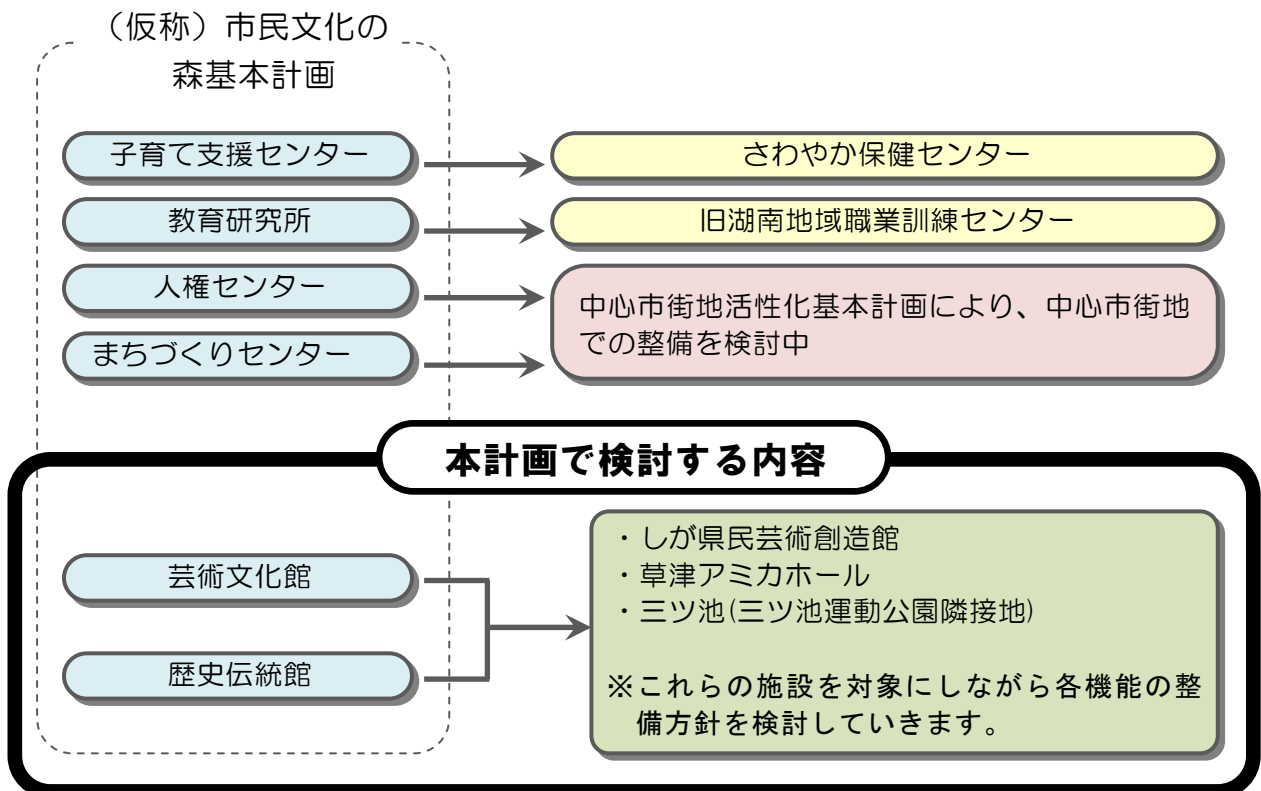
美しい自然や歴史・伝統などに基づく文化芸術は、人びとに精神的な豊かさや感動を与えるとともに、さまざまな文化的活動を活発化し、豊かな人生観を育む普遍的な力を持っています。

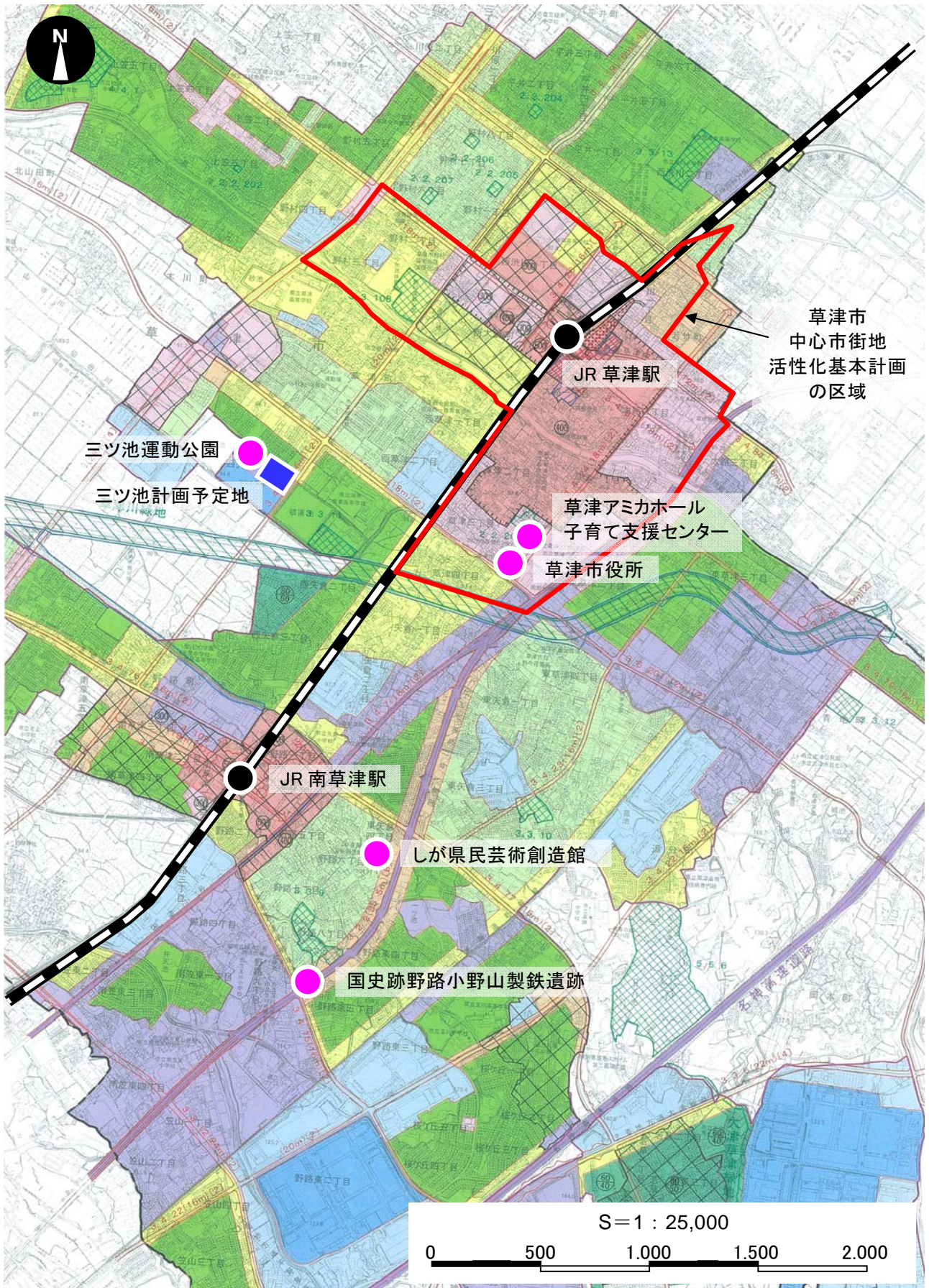
このように文化芸術は、すべての市民が真にゆとりと潤いを実感し、心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、市民の社会的財産であるといえます。

草津市では、さまざまな世代の市民にとって利用しやすく、多くの出会いや交流を生み出すことを目的として「子育て支援センター」・「教育研究所」・「人権センター」・「まちづくりセンター」・「芸術文化館」・「歴史伝統館」の6つの機能を1つにした複合施設を三ツ池に整備するものとして、平成21年度に(仮称)市民文化の森基本計画を策定しました。

計画策定後、市内に立地する滋賀県立しが県民芸術創造館（以下「創造館」という。）の今後の施設の方向性について検討されることになったことを受けて、(仮称)市民文化の森基本計画の再検討の必要が生じたことや、平成24年度からは、JR草津駅を中心としたエリアにおいて、中心市街地活性化基本計画（以下 中心市街地計画という）の策定の検討を始め、計画区域内にある「人権センター」と「まちづくりセンター」については、中心市街地計画の中での整備を検討しているところです。

このような状況を踏まえ、残る「芸術文化館」と「歴史伝統館」の2つの機能については、本市に移管される予定の創造館を含めた既存施設との連携や三ツ池の有効活用を考慮しながら、本市の文化芸術の更なる振興に貢献する機能として整備していくものとし、平成24年10月に立ち上げた「草津市文化芸術機能等検討委員会」において意見を聞きながら、草津市文化芸術機能等施設整備基本計画を策定しました。





図一 関連施設の位置図

2. 芸術文化館・歴史伝統館機能の現状と整備の必要性

(1) 芸術文化館機能の現状と整備の必要性

平成 21 年度に策定した(仮称)市民文化の森基本計画において、芸術文化館については、以下の基本理念、基本方針が示されています。

<基本理念>

芸術・文化を育み、接し、参加できる、芸術・文化の創造と発信の拠点をつくります。

<基本方針>

①ホール（250 席） ②練習する場 ③発表する場 ④創作する場 ⑤展示する場の設置

① 芸術文化館機能の現状

芸術文化館機能に相当する施設として、市内には、「創造館」や「草津アマカホール」があります。

いずれの文化施設にもホールやリハーサル室、練習室などの施設が備わっており、稼働率は、概ね 50%~70%となっています。

草津市美術展覧会および草津市青少年美術展覧会については、市役所の会議室で開催しています。

表一 創造館の施設別年間稼働率（平成 23 年度実績）

施設名	利用可能日	自主事業		貸館		合計	
		稼働日	稼働率	稼働日	稼働率	稼働日	稼働率
ホール	291 日	47 日	16.2%	160 日	55.0%	207 日	71.1%
展示ホール	304 日	69 日	22.7%	74 日	24.3%	143 日	47.0%
練習室 1	301 日	56 日	18.6%	154 日	51.2%	210 日	69.8%
練習室 2	299 日	53 日	17.7%	155 日	51.8%	208 日	69.6%
練習室 3	300 日	47 日	15.7%	160 日	53.3%	207 日	69.0%
和室	300 日	48 日	16.0%	73 日	24.3%	121 日	40.3%
リハーサル室	306 日	65 日	21.2%	140 日	45.8%	205 日	67.0%

表一 草津アマカホールの施設別年間稼働率（平成 23 年度実績）

施設名	利用可能日	自主事業		貸館		合計	
		稼働日	稼働率	稼働日	稼働率	稼働日	稼働率
ホール	307 日	58 日	18.9%	145 日	47.2%	198 日	64.5%
リハーサル室	307 日	38 日	12.4%	201 日	65.5%	232 日	75.6%
文化教室 1	307 日	24 日	7.8%	210 日	68.4%	231 日	75.2%
文化教室 2	307 日	24 日	7.8%	132 日	43.0%	150 日	48.9%
研修室	307 日	35 日	11.4%	171 日	55.7%	198 日	64.5%

② 芸術文化館機能の課題

創造館には、リハーサル室以外に3つの練習室がありますが、防音機能が不十分で、音楽の練習等には不向きです。



練習室 1 (約 90 m²)



練習室 2 (約 42 m²)



練習室 3 (約 42 m²)



リハーサル室 (約 142 m²)

草津アマカホールには、リハーサル室以外は、練習室がありません。



研修室 (109 m²)



文化教室 1 (62 m²)



文化教室 2 (77 m²)



リハーサル室 (42 m²)

草津市美術展覧会等は、市役所の会議室で開催していますが、美術展覧会の会場として不十分です。なお、創造館の展示ホール等は、規模的に草津市美術展覧会等の会場として不十分です。

③ 芸術文化館機能の必要性

1) ホール機能の再考

既存施設の利用効率を高めることで対応します（新たなホールの整備は行わない）

創造館が本市へ移管された場合、市が所有するホールが一つ増え、創造館と草津アミカホールの両ホールとなり、それぞれの機能を活かした効果的なホール運営が可能となります。

一方、創造館の移管を受けることで、管理運営費などの新たな財政負担が生じることから、新しくホールを整備するのではなく、本施設を有効に活用する必要があります。

表一 ホールの年間稼働率（平成 23 年度実績）

施設名	利用可能日	自主事業		貸館		合計	
		稼働日	稼働率	稼働日	稼働率	稼働日	稼働率
創造館	291 日	47 日	16.2%	160 日	55.0%	207 日	71.1%
アミカホール	307 日	58 日	18.9%	145 日	47.2%	198 日	64.5%

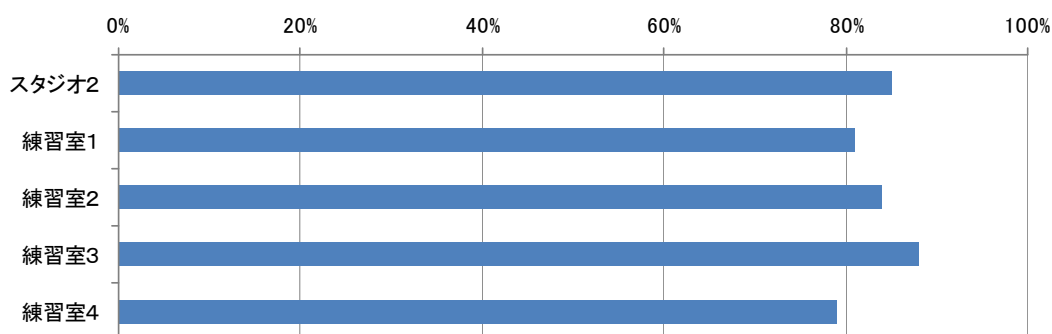
2) 練習機能の再考

既存施設での防音性能がある練習室機能を確保します

草津市 21 世紀文化芸術推進協議会との意見交換では、練習室に次のような機能が求められています。

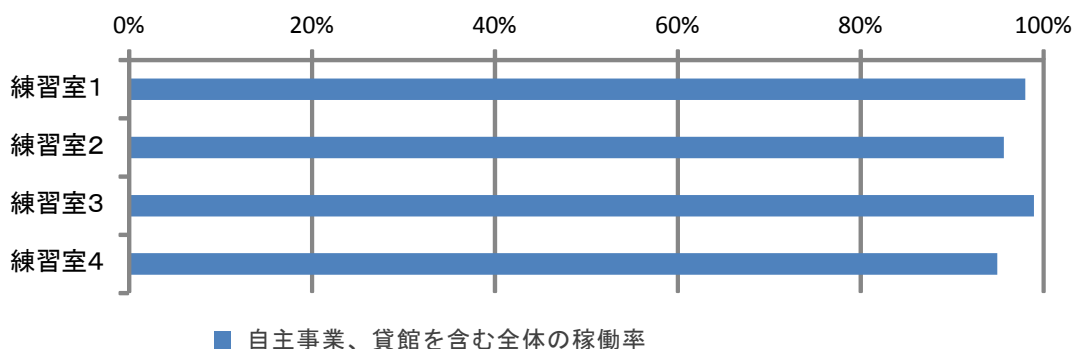
- ・多様な大きさの練習室（大 200 m²、中 100 m²、小 50 m²）の整備
 - ・防音機能*が備わり、音楽練習以外にも多目的に活用できる施設の整備
 - ・グランドピアノ等の設備を備えた練習室の整備 等
- ※防音に加え、室内の音響にも配慮することが必要

近隣の類似施設における練習室の稼働率をみると、概ね 80%~100%に近い状況となっています。これらの施設では、室内の音響も含めた防音や音楽関連の設備などが充実している他、柔軟な利用時間の設定など、利用しやすい運営が行われており、これらが高い稼働率につながっている要因と考えられます。



グラフースカイプラザ浜大津の練習室の稼働率（H21 年度）

（出典：大津市）



グラフー栗東芸術文化会館さきらの練習室の稼働率（H23 年度）

創造館や草津アミカホールは、音楽や舞台などの練習・発表の利用が多い施設です。このため、練習室は、既存施設の練習室等を活用して整備する必要があります。

【近隣類似施設の練習室】

◆スカイプラザ浜大津

- ・30分単位で施設利用が可能である。
- ・夜間の営業時間が23時までであり、近隣他施設より遅くまで利用が可能である。
- ・土曜日、日曜日、祝日も開館している。
- ・音響設備や楽器の使用講習を受け、ライセンスカードを取得すれば、備え付けの音響設備や楽器（ピアノ、ドラムセットなど）を使用できる。



スタジオ 2 150 m²

合唱、吹奏楽、管弦楽等の音楽の練習を中心としたフローリングフロア（床板張り）のホールスタジオ。ダンスやエアロビクスなどの利用可能。



練習室 1 52 m²

バンド、アンサンブル等のグループ毎の練習や演劇練習に適した練習室。



練習室 2 30 m²

合唱や器楽の小アンサンブル等のグループ練習や演劇練習に適した練習室。



練習室 3 16 m²

バンド、ギター、ベース、ドラム等の個人練習に適した練習室。



練習室 4 40 m²

声乐や器楽のアンサンブル等のグループ毎の音楽・演劇の練習に適した練習室。

◆栗東芸術文化会館さくら

- ・1時間単位で施設利用が可能である。
- ・夜間の営業時間が22時までであり、遅くまで利用が可能である。
- ・土曜日、日曜日、祝日も開館している。
- ・大きな楽器（マリンバ、和太鼓等の打楽器やピアノや電子オルガン等の鍵盤楽器）を貸し出している。
- ・音響設備や楽器の使用講習を受ければ、スタジオに備え付けの音響設備や楽器（ドラムセット）を使用できる。



練習室 1 28.4 m²



練習室 2 43.5 m²



練習室 3 91.8 m²



練習室 4 247 m²

練習室 1、2：個人や少人数での楽器・声乐等の練習のほか、演劇の台本の読み合わせ等に適した練習室。

練習室 3、4：正面の壁がすべて鏡張りであり、バレエやダンスの基礎練習に適した練習室。練習室 4 は大中ホールの舞台と同様の広さがあり、本番に備えた演劇の稽古や楽団などのリハーサルにも利用可能。壁と天井に角度がついており、音の響きが良い。

3) 創作・展示機能の再考

多目的な利用が可能で、草津市美術展覧会等に対応できる展示機能を確保します

草津市美術展覧会等は市役所の会議室で行われていますが、照明等の設備に問題があり、美術展覧会の会場として不十分であることから、美術展覧会にも対応できる展示機能（約 600 m²程度）が必要です。

ただし、創造館等の既存施設の利用実態から、展示機能だけでは稼働率の高い効果的な利用が見込めないため、パーティションなどで区切れるものとし、多用途・多目的に利用できる施設として整備する必要があります。

表－創造館（展示ホール）の年間稼働率（平成 23 年度実績）

施設名	利用可能日	自主事業		貸館		合計	
		稼働日	稼働率	稼働日	稼働率	稼働日	稼働率
展示ホール	304 日	69 日	22.7%	74 日	24.3%	143 日	47.0%

一方、絵画、工芸等の創作機能については、上記展示施設をフレキシブルに活用する形で対応する必要があります。

(2) 歴史伝統館機能の現状と整備の必要性

平成21年度に策定した(仮称)市民文化の森基本計画において、歴史伝統館については、以下の基本理念、基本方針が示されています。

<基本理念>

文化財の調査・保護と歴史学習の拠点をつくります。

<基本方針>

- ・ 継続する埋蔵文化財発掘調査に対応する施設の設置
- ・ 文化財収蔵施設の設置
- ・ 各種文化財の展示スペースの設置
- ・ 歴史学習ができる体験スペースの設置
- ・ 講座やイベントの開催

① 各種文化財収蔵の現況

草津市には、浮世絵・古文書等の歴史資料、発掘調査出土の考古資料など多くの文化財を所蔵しているものの、各種文化財の収蔵・保管に適した専門施設がないことから、現在、考古資料については、野村運動公園等に設置した仮設収蔵庫で、また歴史資料等については民間倉庫にその保管を委託している状況にあります。

また、一部の指定文化財等については、これらを適切に保管収蔵可能な機能を有した施設がないことから、市外の公立の博物館等に寄託されている状況にあります。

表－草津市が収集している資料（指定文化財以外）と収容場所

収蔵資料	収蔵場所	収蔵点数
考古資料	野村収蔵整理室 野村収蔵庫	4,000～5,000箱 (400×600×15のコンテナ)
美術・工芸資料	民間倉庫	約150点
歴史資料	民間倉庫	約9,200点
	草津宿街道交流館	約15,600点
民俗資料	民間倉庫	約100点
	草津宿街道交流館	約100点
その他 (交通関係、郷土資料等)	民間倉庫	約720点
	草津宿街道交流館	約640点

表－主な指定文化財・資料の寄託先

寄託先	収蔵資料	収蔵点数
奈良国立博物館	重要文化財	6点
大阪市立美術館	重要文化財	3点
京都大学博物館	重要美術品	1点
京都国立博物館		1点
滋賀県立琵琶湖文化館	重要文化財	2点
	滋賀県指定文化財	237点
	草津市指定文化財	12点
栗東歴史民俗博物館	重要文化財	1点
	草津市指定文化財等	1,007点
合計		1,270点

② 歴史伝統館機能の課題

各種の文化財は、紙・木・布等を素材とするものが多く、これらの脆弱な資料を保管、活用する専門施設の整備にあたっては、損傷を防止、抑制するための設備を備え、構造を有した施設であることが不可欠となります。さらに、収蔵、展示、調査研究、情報普及、事務等の諸部門、諸室が分離、個別化され、安全性が高く、かつ、各諸室等が有機的につながった、利用者にとってわかりやすい親切的なフロアづくりをめざすとともに、重要文化財等の保存、展示が可能な「公開承認施設」の基準を満たした施設が必要です。

特に、現在、総合的な歴史学習が可能な専門施設のない本市にとっては、市民が地域の貴重な歴史・文化に触れ、教養や知識を高める機会の充実を図ることが課題となっています。

～「公開承認施設」制度とは～

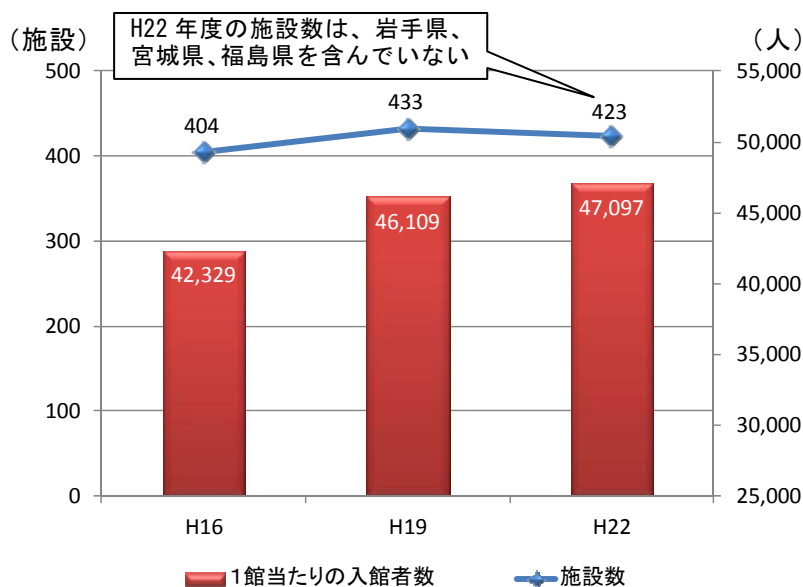
平成9年度に創設された制度で、国宝・重要文化財・登録有形文化財の公開が文化財の保存上適切な施設で促進されることを目的としたもの。重要文化財等の公開にふさわしい施設を文化庁長官が「公開承認施設」として認定するもの。

③ 歴史伝統館機能の必要性

埋蔵文化財や重要文化財等を収蔵・保管・展示する歴史伝統館の機能を確保します

近年における全国の歴史博物館の動向をみても、平成22年度の歴史博物館の数は、423施設（登録博物館と博物館相当施設の合計）となっており、平成16年度以降、増加傾向にあることがうかがえます（注：平成22年度の施設数には、岩手県、宮城県、福島県の施設数が計上されていないため、施設数が少なくなっています）。

1館当たりの年間入館者数も平成16年度以降、一貫して増加傾向を示しており、地域の歴史・文化に係る関心が高まっていることがうかがえます。

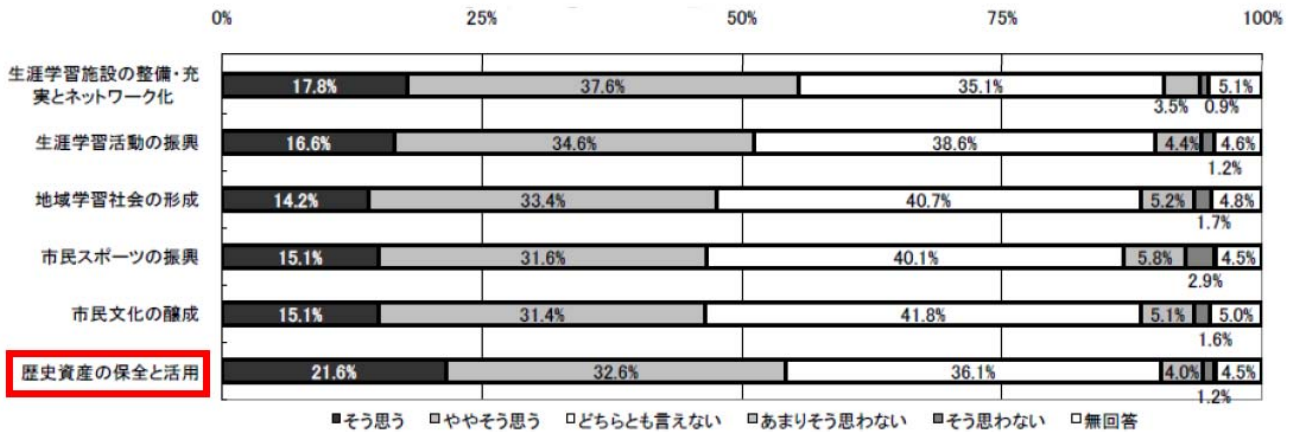


グラフー歴史博物館（全国）の施設数と1館当たりの入館者数の推移

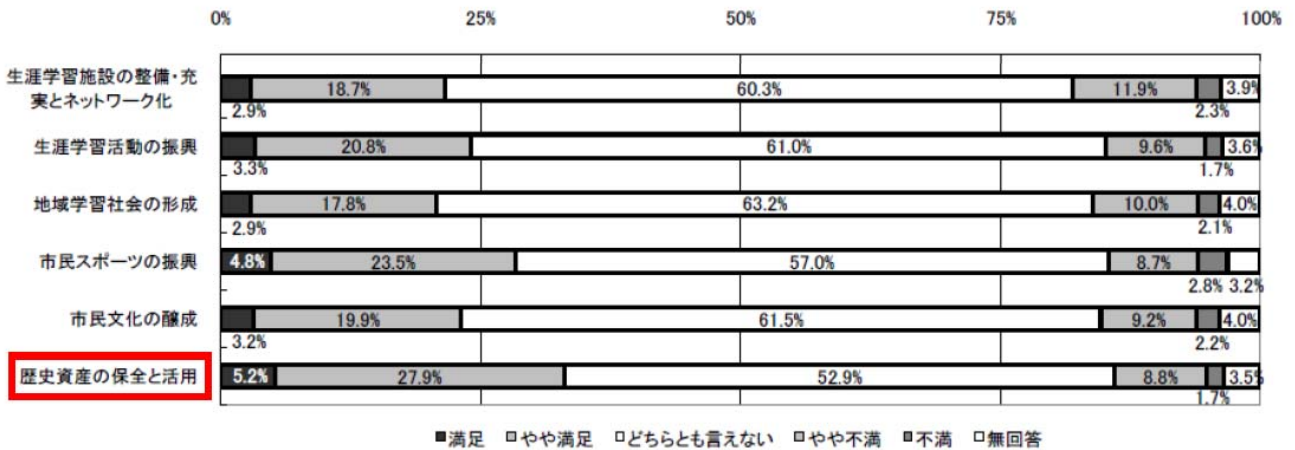
（資料：社会教育調査(文部科学省)）

平成 24 年度草津市のまちづくりについての市民意識調査のうち、「人」が輝くまちをつくるための基本方針”に係る重要度評価をみると、いずれの項目も高い評価を示す中、「歴史資産の保全と活用」に係る評価が高く、「歴史資産の保全と活用」が重要な取組として認識され、市民ニーズも高いことがうかがえます。

一方、満足度調査をみると、他の項目も含め「歴史資産の保全と活用」に関する満足度は、高いとはいえません。



グラフー「人」が輝くまちをつくるための基本方針に係る重要度評価（市民アンケート結果）



グラフー「人」が輝くまちをつくるための基本方針に係る満足度評価（市民アンケート結果）

（出典：平成 24 年度 草津市のまちづくりについての市民意識調査）

以上のことから、平成 21 年度に策定した(仮称)市民文化の森基本計画の基本理念等を踏まえ、また、草津市における埋蔵文化財や重要文化財等の状況を勘案しつつ、これらを適切に保管し、さらに活用するための常設展示等ができる博物館相当施設としての歴史伝統館機能確保する必要があります。

3. 基本理念・基本方針

草津市の文化芸術機能について検討してきましたが、その検討内容を整理し、新たに草津市の文化芸術機能等の整備方針を以下のとおりとします。

【基本理念】

市民が集い創造する 歴史・文化・芸術の拠点づくり

【基本方針】

《歴史・文化・芸術の発信拠点を創造します》

市民が文化・芸術活動などに関心と理解を高めるために、日常的に親しめる環境づくり（創作・発表・展示・鑑賞等）や、文化財の適切な保全や活用による歴史文化が身近に感じられる環境づくりを進め、多様な文化・芸術の発信拠点を創造します。



芸術活動の展示・発表



文化財の展示



芸術活動の練習

《多世代が交流する環境を整えます》

歴史・文化・芸術などの鑑賞や体験ができる環境を整え、あわせて多世代の人びとが交流できる環境を整えます。

注) 画像は参考イメージ



多世代が交流する体験学習

《既存ストックを有効に活用します》

草津アミカホールや移管を受ける予定の創造館、あるいは草津宿街道交流館など、既存施設の役割の見直しを図り、相互の連携が図れる施設整備を目指します。



草津宿街道交流館



草津アミカホール

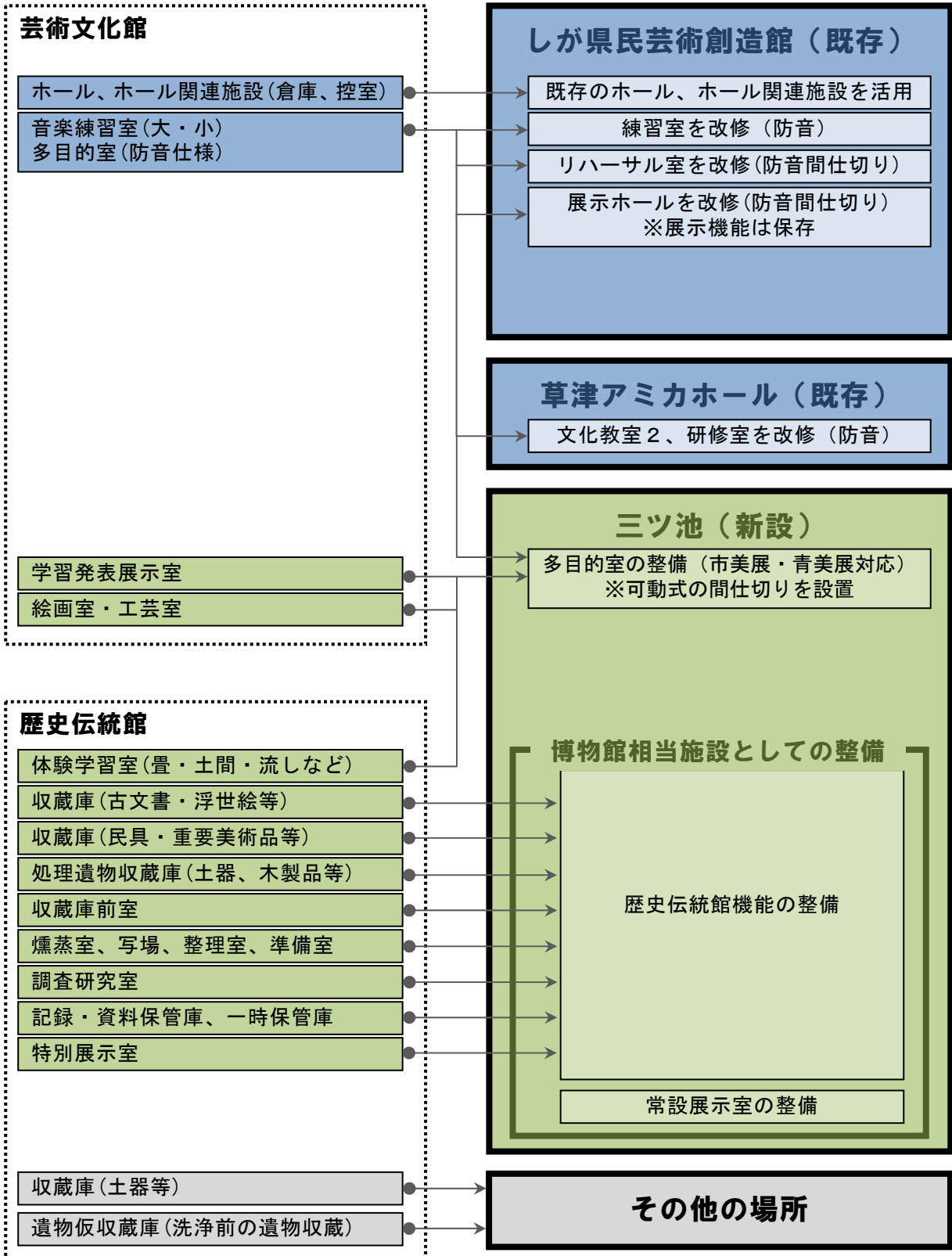


しが県民芸術創造館

4. 各機能の配置方針

【(仮称) 市民文化の森基本計画】

【施設整備に係る検討内容】



※事務室と楽屋は、付帯施設であるため除く

5. 施設整備計画

(1) 三ツ池（歴史伝統館、展示機能）

① 計画予定地の概要

三ツ池は、JR草津駅とJR南草津駅のほぼ中間、約1.5kmのところに位置しています。



図一三ツ池の位置



図一三ツ池周辺の状況

② 土地利用・建物配置計画

土地利用および建物配置にあたっては、隣接するスポーツグラウンド、民間活用用地、住宅地との調和や環境の保全に配慮した計画とします。

1) 土地利用計画

計画地の東側には、市民が憩い彫刻展などのイベントも開催できる芝生広場を配置します。

計画地の外周には緩衝緑地を整備し、イベント開催時の騒音軽減など周辺的环境保全に配慮するとともに、四季の変化が楽しめるような植栽を行います。

計画地の西側には駐車場を設け、大型イベント開催時にはスポーツグラウンド駐車場との一体利用が可能な計画とします。なお、スポーツグラウンドから施設に直接アクセスできる動線を確保します。また、車椅子使用やタクシー利用などの利便性に配慮し、建物のメインエントランス付近に駐・停車場を確保します。

2) 建物配置計画

建物は計画地のほぼ中央に配置することにより、隣接地の環境に配慮した計画とします。

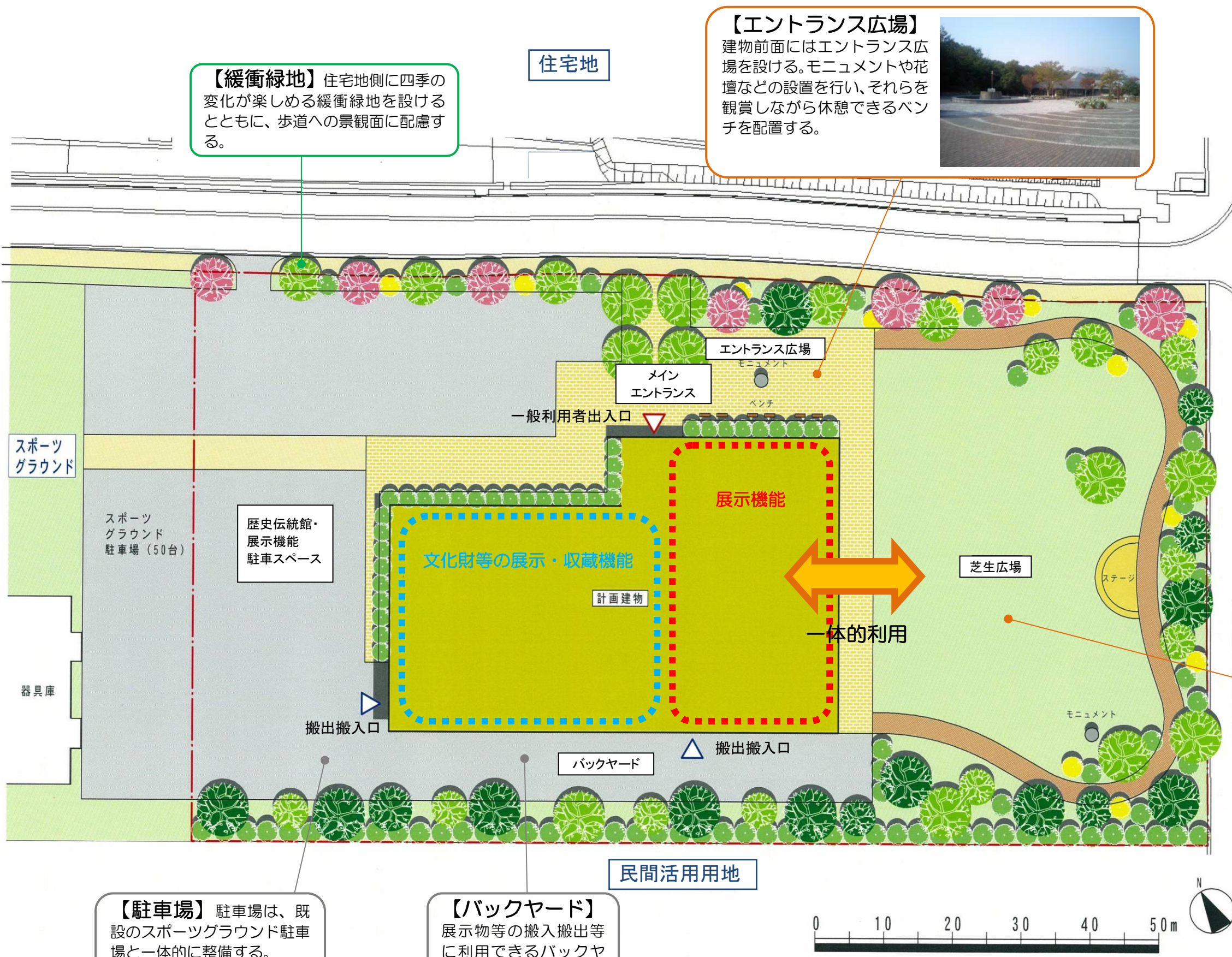
計画地の東側に整備する広場に面して展示機能を配置することにより、屋内外の一体的利用も可能な計画とします。

建物前面のメインエントランス付近にモニュメントや花壇、ベンチなどを設けたエントランス広場を整備します。また、建物背後には展示物等の搬入搬出等に利用するバックヤードを配置します。

◆ 【施設概要】

- 建築物 2階建て延床面積 約3,000㎡
- 芝生広場 約7,500㎡
- 駐車場等 約2,000㎡
- 事業費(概算) 約13億円

内 訳	金 額
市債(借入金)	約10億円
一般財源(税等)	約3億円



【緩衝緑地】 住宅地側に四季の変化が楽しめる緩衝緑地を設けるとともに、歩道への景観面に配慮する。

【エントランス広場】
建物前面にはエントランス広場を設ける。モニュメントや花壇などの設置を行い、それらを観賞しながら休憩できるベンチを配置する。



【芝生広場】 彫刻展やクラフトマーケットなどのイベント開催場所となる芝生広場を設ける。建物内の展示ホールの芝生広場側は全面開口できるようにする等、芝生広場と一体的な利用が可能となるよう配慮する。



【駐車場】 駐車場は、既設のスポーツグラウンド駐車場と一体的に整備する。また、スポーツグラウンドから施設へ直接アクセスできる動線も確保する。

【バックヤード】 展示物等の搬入搬出等に利用できるバックヤードを建物背面に整備する。

注) 画像はイメージ図

図一敷地平面計画

③ 平面計画

1) 施設ゾーニング

◆ 一般利用ゾーン【展示機能、常設展示、特別展示、トイレなど】

多目的室や常設展示・特別展示、トイレなど不特定多数の市民が利用する諸室は、施設利用の利便性を考慮し1階に配置します。

多目的室は、芝生広場と一体的な利用が可能となるよう芝生広場側に配置し、芝生広場側の壁面を全面開口できるような施設整備を行います。

常設展示や特別展示は、有料施設として対応できるよう配置します。

◆ 管理ゾーン【各収蔵庫、調査研究室、記録・資料保管庫、事務室など】

受付窓口を有した事務室は、一般利用者への対応が行いやすい1階の一般利用者出入口付近に配置します。

民具・重要美術品等収蔵庫や古文書・浮世絵等収蔵庫は、搬出搬入がしやすく、展示室への持ち出しがしやすい1階に配置します。

調査研究室や、調査研究に付随する記録・資料保管庫や整理室は、2階に配置します。

【燻蒸室】 出入口を密封して、文化財の殺菌や殺虫をする部屋



【民具・重要美術品等収蔵庫】 草津市の文化財である民具や重要美術品等を収蔵する施設



【写場】 博物館資料の写真撮影を行う部屋



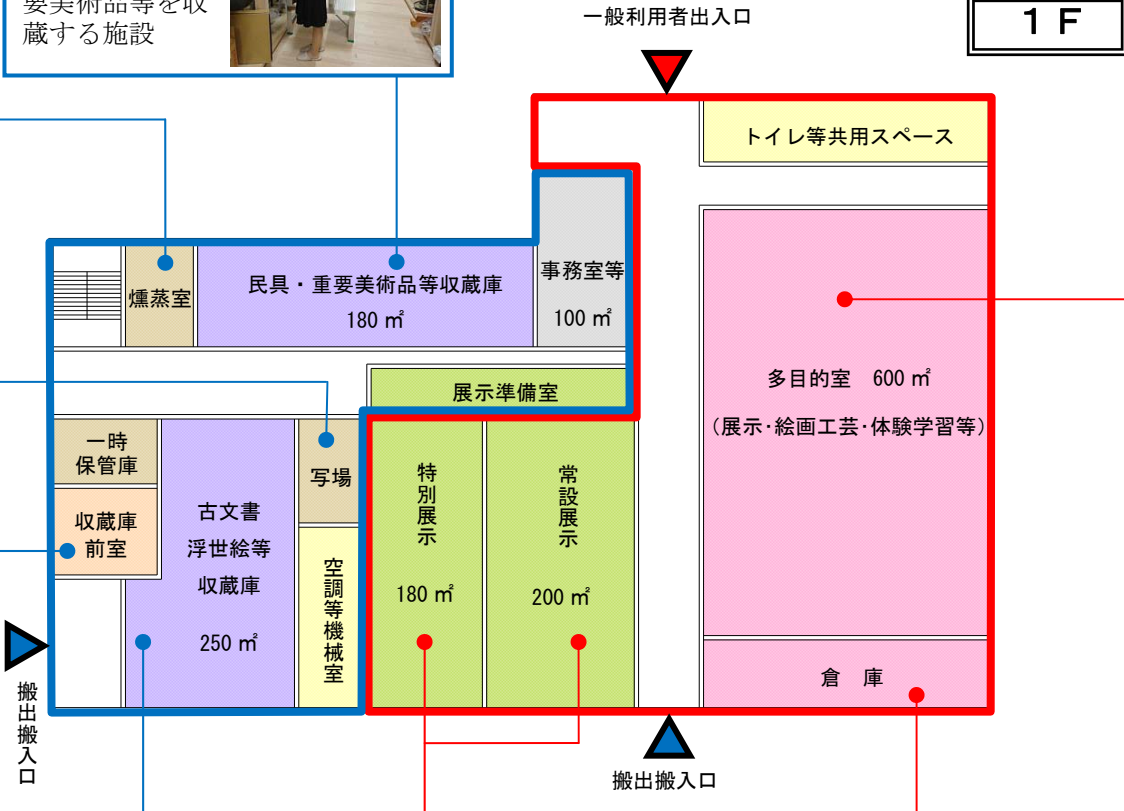
【収蔵庫前室】 収蔵庫の環境(温湿度等)を安定させる部屋



【古文書・浮世絵等収蔵庫】 草津市の文化財である古文書や浮世絵等を収蔵する施設



【常設展示】 常時、草津市の文化財等を時系列に並べて展示する施設
【特別展示】 一定期間、テーマに沿った文化財を集め、展示する施設

【多目的室】 草津市美術展覧会等に必要な600㎡を確保した多目的室。可動間仕切りを設け、展示や絵画工芸、体験学習、研修、会議等にも使うことのできる多目的な施設とする。

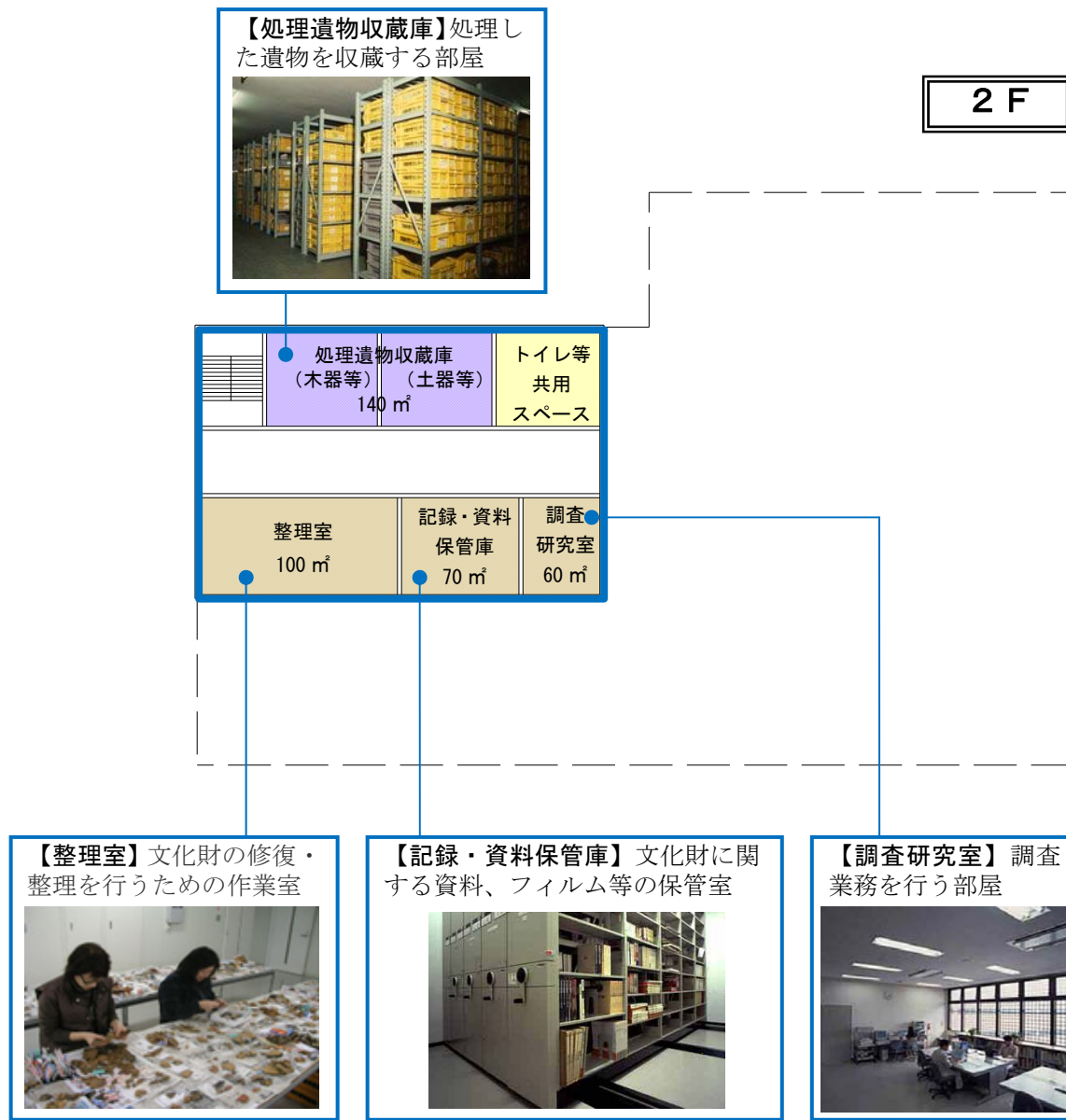




【倉庫】 美術展示や会議等に必要な展示パネルや机、椅子等の備品を収蔵できる倉庫

注) 画像は参考イメージ

図一施設平面計画 1階



注) 画像は参考イメージ

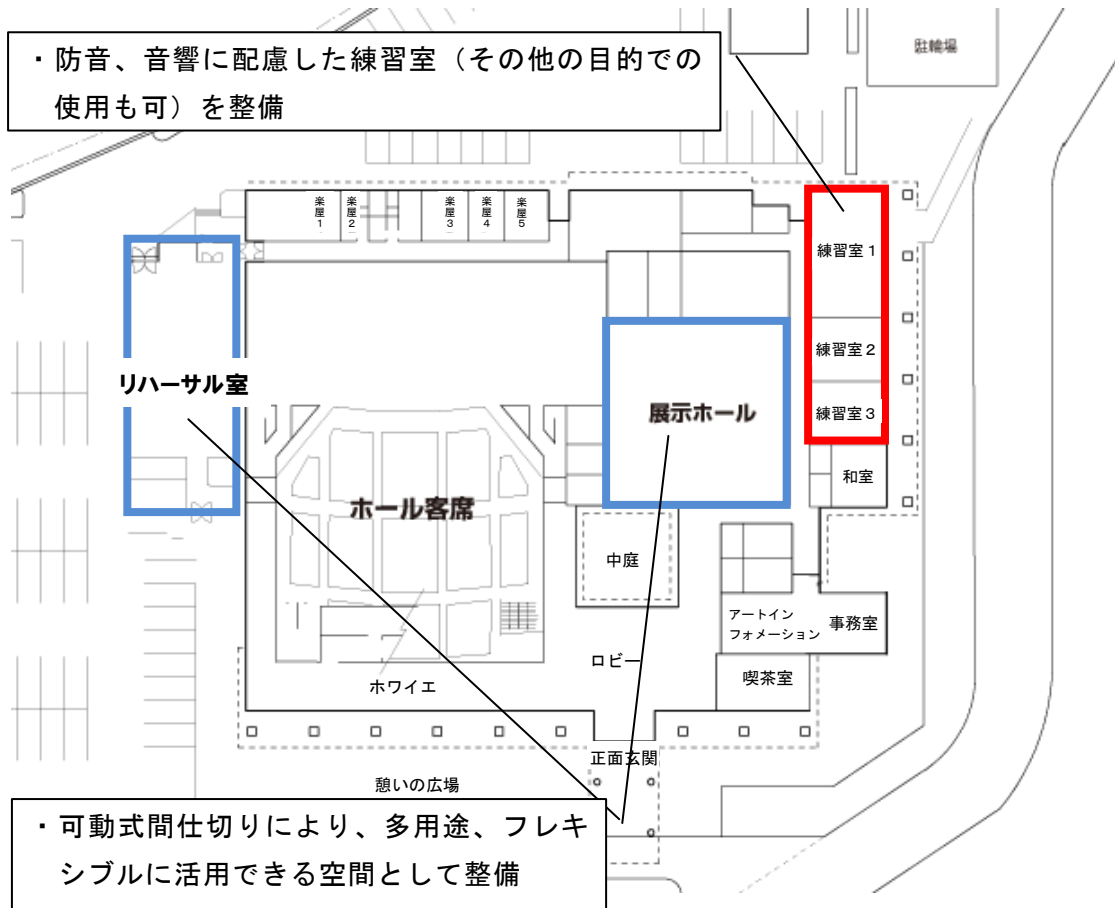
図一施設平面計画 2階

(2) しが県民芸術創造館、草津アマカホール

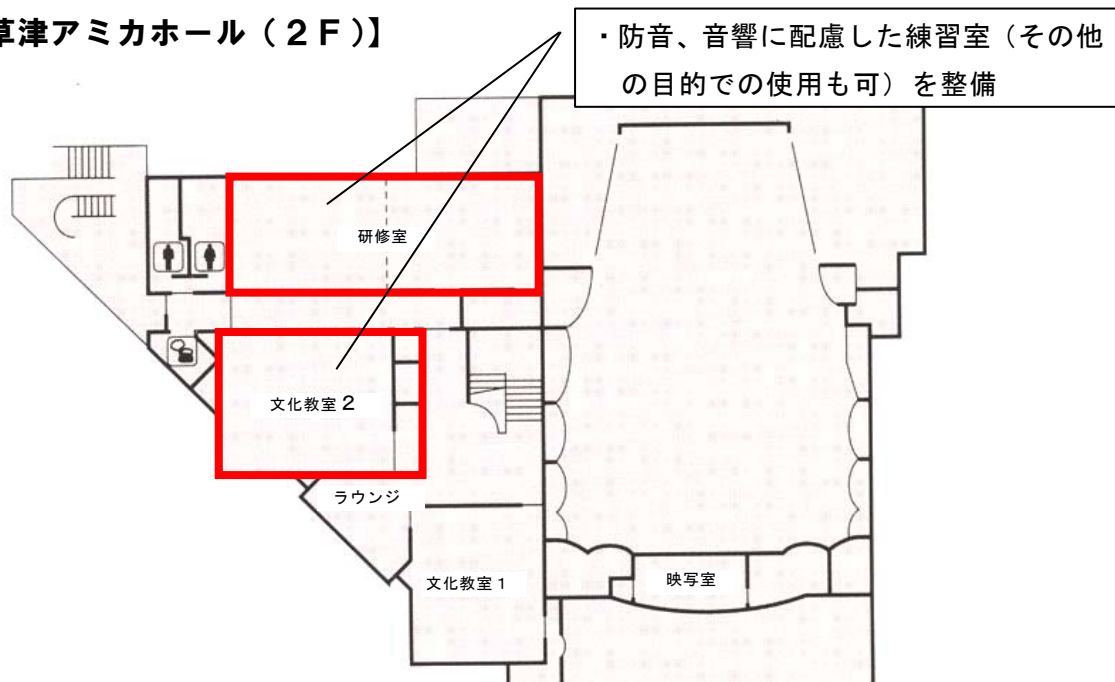
創造館の既存の練習室（練習室1、2、3）や草津アマカホールの文化教室2、研修室は、防音や室内の音響等に配慮した音楽の練習にも対応できる施設として改装します。

創造館のリハーサル室や展示ホールは、可動式の間仕切りにより、利用者のニーズに応じてフレキシブルに活用できる施設として改装します。

【創造館】



【草津アマカホール（2F）】

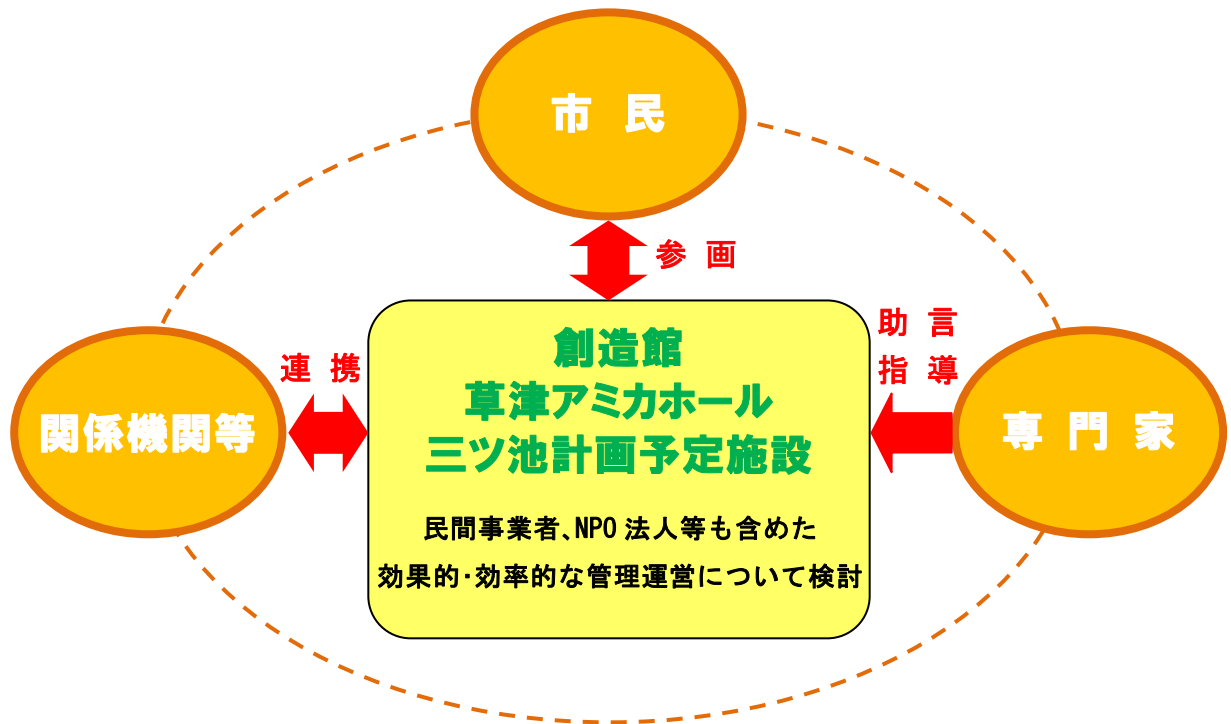


6. 管理運営について

施設の管理運営の形態や具体的な運営内容については、本市における文化芸術の更なる振興、市民利用の促進、効率的な管理運営等の観点から検討を行います。

【管理運営の形態】

- 民間等が有する経営上のノウハウや創意工夫を積極的に活用することが重要であるため、管理運営主体を行政に限定することなく、施設運営に対する知識と技術を持った民間企業、財団法人や協会、NPO法人等についても検討を行い、市民文化活動を盛り上げるような効果的な事業展開や効率的な管理運営を行います。
- 各施設が開催するイベントなどの情報発信や企画運営に市民が参画できる仕組みづくりを進め、市民が利用しやすい、または利用したくなる運営を行います。
- 関係機関等との連携体制の構築や、専門家からの助言や指導を受ける体制づくりを行います。



7. 草津市文化芸術機能等検討委員会委員名簿

(役 職)	(氏 名)	(分 野)
委員長	喜名 信之	学識経験者
	鍋島 調山	社会教育関係者
	檀原 弘行	社会教育関係者
	中村 敏枝	公募
	高木 成美	公募
職務代理者	小寺 正宣	その他
	古川 孝夫	その他
	馬場 久昭	その他

※草津市附属機関設置条例第2条第2項の規定により設置

8. 草津市文化芸術機能等検討委員会開催経過

回	年月日	内 容
第 1 回	平成 2 4 年 1 0 月 2 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の選任について ・ 検討業務の概要および文化芸術機能等の現状について ・ スケジュールについて
第 2 回	平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術機能等に係る経過と実態について ・ 文化芸術機能等の整備検討について
第 3 回	平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権センター、まちづくりセンター整備に係る検討について ・ 芸術文化館整備に係る検討について ・ 歴史伝統館整備に係る検討について
第 4 回	平成 2 5 年 2 月 1 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史伝統館に係る検討について ・ 芸術文化会館に係る検討について ・ 交通網の現状について
第 5 回	平成 2 5 年 4 月 2 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備に係る検討内容の整理について ・ 類似施設の事例整理について ・ 各施設の概略検討について ・ 基本理念・基本方針について ・ 管理運営方針について
第 6 回	平成 2 5 年 8 月 2 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント実施結果について ・ 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画について